

越前市指定管理者制度 運用ガイドライン

令和6年4月

越 前 市

目 次

第1章 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは	1
(1) 指定管理者制度の目的	1
(2) 「指定管理者制度」と「業務委託制度」との違い	1
(3) 公の施設の定義	1
(4) 指定管理者制度の適用が認められていない公の施設	1
2 指定管理者の法的な立場	2
(1) 指定管理者の指定に伴う「権限の委任」	2
(2) 指定管理者が行うことのできない事務	2

第2章 指定管理者制度運用全般に関する基本的事項

1 指定管理者制度導入に関する本市の方針	3～5
(1) 指定管理者制度導入により期待される効果／問題点	3
(2) 指定管理者制度の導入に向けた検討	3
(3) 施設の単位の考え方	5
(4) 指定期間について	5
2 指定管理者の行う業務の範囲	5～6
(1) 指定管理業務	5
(2) 自主事業	6
(3) 指定管理業務（提案事業）と自主事業との区分	6
3 設置等条例の整備	6
4 使用料と利用料金制	6～7
(1) 利用料金制の導入について	7
(2) 利用料金制のメリット・デメリット	7
(3) 使用料について	7
5 指定管理者候補の確定	7～8
(1) 指定管理者候補の確定	7
(2) 基本協定の締結	8
6 指定管理者の指定	8
7 債務負担行為の設定	8
8 協定の締結	8
9 個人情報の保護	8
10 選定結果等の公表及び情報開示	8
11 【参考】指定管理者制度導入における事務の流れ【フロー図】	9

第1章 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

(1) 指定管理者制度の目的

指定管理者制度は、地方公共団体が設置する「公の施設」について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上、経費の節減等を図り、施設の設置の目的を効果的に達成することを目的として、平成15年9月の地方自治法の改正により設けられた制度です。

それまで、公の施設の管理運営は、市が直接行う（直営）か、委託する場合は市が2分の1以上出資する外郭団体又は公共的団体等に限定（管理委託制度）されていましたが、地方自治法改正後は、出資法人以外の民間事業者等を含む市が指定する「指定管理者」に、施設の管理運営を代行させることが可能となりました。

【 地方自治法第244条の2第3項 抜粋 】

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(2) 「指定管理者制度」と「業務委託」との違い

	指定管理者制度	業務委託
管理運営主体	・民間事業者等を含む法人その他の団体（法人格は不要、個人は不可）	・限定なし
法的性格	・指定（行政処分）	・委託（契約）
契約形態	・協定書	・契約書
事務の主体	・市	・市
施設の管理権限	・指定管理者が有する。 （管理の基準及び業務の範囲は条例で定める。）	・市が有する。
施設の使用許可	・指定管理者が行うことができる。	・市が許可する。 （受託者は行うことができない。）
使用料の徴収権限	・指定管理者が行うことができる。	・市が許可する。 （受託者は行うことができない。）
使用料の減免	・市が許可する。 （指定管理者は行うことができない。）	・市が許可する。 （受託者は行うことができない。）
指定に関する議会	・議会の議決が必要	・議会の議決は不要

(3) 公の施設の定義

「公の施設」は「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設」（地方自治法第244条第1項）と定義されており、その設置・管理に関する事項は、条例で定める（地方自治法第244条の2第1項）とされています。

(4) 指定管理者制度の適用が認められていない公の施設

公の施設のうち「道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が

限定される場合には、指定管理者制度を採ることができない」とされています（総務省自治行政局長通知）。

2 指定管理者の法的な立場

(1) 指定管理者の指定に伴う「権限の委任」

指定管理者を指定することにより、市の執行機関（市長、教育委員会等）や企業管理者としての立場を、指定管理者に委ねる「権限の委任」が生じ、当該施設の管理権限は市から指定管理者に移ることとなります。

しかし、指定管理者は当該施設の管理について「事務の主体」ではなく「権限の主体」として管理業務を行うものであり、指定管理者が市に代わって当該公の施設の事務を行うことになるわけではありません。

よって、指定管理者は、あくまで、市の執行機関等に代わって、市の事務である公の施設の管理を行う「機関」として、管理権限を行使することとなります。

つまり、指定管理者制度を導入しても

- 当該施設の所有者（又は借主）は市であること
- 当該施設の管理は市の事務であること

に変わりはありません。

一方で、市は指定管理者に委任した権限を、市自らが行使することはできません。市は施設の「設置者」「事務の主体」として、指定管理者に対して指導監督等を行うことにより、その責任を果たすこととなります。

なお、指定管理者が行った施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、市に対して行うこととなります。

(2) 指定管理者が行うことのできない事務

指定管理者制度の導入により、従来は行政処分として市が行っていた使用許可権限等の施設の管理権限を、指定管理者に委任することができますが、下記に該当する事務については、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限に該当するため、指定管理者が行うことはできません。

◆ 指定管理者に行わせることができない事務の例

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 使用料等の強制徴収 | (地方自治法第231条の3) |
| ② 審査請求に対する決定 | (地方自治法第244条の4) |
| ③ 行政財産の目的外使用許可 | (地方自治法第238条の4) |
| ④ 使用料等の減免の決定 | |

第2章 指定管理者制度運用全般に関する基本的事項

1 指定管理者制度導入に関する本市の方針

(1) 指定管理者制度導入により期待される効果／問題点

公の施設に指定管理者制度を導入することにより、一般的に次のような効果が期待されます。

① 多様化する住民ニーズへの効果的対応と満足度の高いサービス提供

近年、民間事業者等においても公の施設の行政サービスを十分に提供できる能力を有する主体が増えています。また、住民のニーズが多様化・複雑化しており、これらに対してより効果的かつ効率的に対応するためには、民間事業者等の有するノウハウを活用することが有効と考えられます。

また、施設運営に関する民間事業者等のノウハウを取り入れることは、住民に多彩で質の高いサービスを提供することにもつながり、公の施設の設置目的である「住民福祉の増進」の一層の向上を実現することが期待されます。

② 自治体の管理経費の節減

民間事業者等は、一定水準のサービスをより低コストで提供するノウハウを有しています。具体的には、柔軟で効率的な人員配置による人件費の削減、一括発注等による外注コストの削減などが挙げられます。

これらにより、自治体が直接施設を運営するよりも、管理経費の節減が期待されます。

一方で、指定管理者制度を導入することにより発生し得る問題点として、次のような事例が考えられます。

- 施設の設置者である市と、実際にサービスを提供する指定管理者が別主体であり、指定管理者が自治体にかわって公の施設の管理運営を行うため、市が運営の意識を持ちにくくなる傾向があります。
- 当該施設で直接住民と接するのは指定管理者であるため、住民の要望が自治体に伝わるのに時間がかかり、速やかに対応できていないケースが見られます。
- 指定管理者が経費削減を優先することにより、サービスの質の低下が生じることがあります。
- 指定管理者が変わることにより、提供するサービスに継続性や連続性を保ちにくくなります。

(2) 指定管理者制度の導入に向けた検討

前号をふまえ、本市では指定管理者制度の導入に当たって、次の手順により検討を行います。

① 施設のあり方の検討

本市では、これまでに様々な住民ニーズに応えるために多くの公の施設を設置してきましたが、社会情勢の変化により、その役割を終えたものや、民間で同様のサービス提供が可能なもの、施設の老朽化により更新や大規模改修が必要なものなどについては、積極的に見直しを行います。

公の施設のうち、同種のサービスが民間によって提供されており、行政が競合して実施する必要性が薄れているもの、行政が管理する役割を終えたと判断されるものについては、廃止、民間へ譲渡を含め、当該施設の必要性の検討をします。

② 管理のあり方の検討

公の施設の管理形態については、「市による直営」とするか「指定管理者制度の導入」とするかを検討し、選択します。検討に当たっては、まず施設の性格、設置目的、政策的な見地、業務の特殊性や専門性等を踏まえ、原則、次の視点から、各施設の管理形態の最適化を図ります。

ア 市の直営とする施設

以下の条件に該当する施設については、指定管理者制度導入に適していないと考えられるため、原則市の直営で運営することとします。

- (ア) 個別法により、指定管理者制度の導入が認められない。
- (イ) 利用の平等性・公平性といった高度な中立性や、厳格な個人情報管理の確保が求められる。
- (ウ) 指定管理者制度の導入により、経費の増加又はサービスの低下が予想される。
- (エ) 公共施設等総合管理計画において、施設の廃止等が検討されている施設である。

上記のいずれにも該当しない。



イ 指定管理者制度を導入する施設

直営により施設を管理している場合及び新規に施設を設置する場合において、次の要件を満たす施設については、積極的に指定管理者制度の導入を図ることとします。

- (ア) 法律等により、民間事業者等による施設管理に明確な制約がない。
- (イ) 指定管理者制度導入により、次の効果が期待できる。
 - ・民間事業者等の専門性、技術、経験、実績などのノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上が期待できる。
 - ・市民のニーズに合わせた開館日や開館時間の拡大等、市民サービスの充実が図られる。
 - ・市が直接管理運営を行う場合と比較して、経費の削減が図られる。
- (ウ) 施設利用の平等性や公平性の確保、施設を管理運営する上で取り扱う個人情報の内容等において、行政が直接管理する必要性がない。
- (エ) 当該業務を実施している（又は実施可能な）団体がある。

上記すべて（又は上記の多く）に該当する。



指定管理者制度の導入に適した施設である。

なお、上記については、あくまでも基本的な考え方を例示したものであり、具体的な個々の施設ごとに、施設特有の事情等詳細に検証を行い、決定することとします。

管理のあり方については、指定管理者を導入又は市直営とした後においても、継続的（指定管理者制度導入施設については主に指定期間満了時）に検証を行い、適宜、当該施設の管理形態を見直していくこととしています。

特に、指定管理者制度を導入した施設の内、市直営で管理運営を行う場合と比較して、住民サービスの質の向上や経費の削減が達成されず、公募や指定の手続、評価やモニタリング等事務の負担が生じていると判断される施設については、安易に指定管理者制度を継続するのではなく、市直営とすることについて必要な検討を行い、判断することとしています。

（3）施設の単位の考え方

指定管理者制度の導入は、原則として、公の施設ごとに制定している設置及び管理に関する条例（以下「設置等条例」という。）に基づく施設ごとに検討することとしますが、必ずしも指定管理者を個々の施設ごとに設定しているものではありません。

複数の施設を一体的、総合的に管理することにより、施設相互の連携やスケールメリット等による効果的な管理運営が期待できる場合には、所管部署にとらわれずに、指定管理者が複数の施設を一体的に管理運営します。

（4）指定期間について

指定期間については、長期間で設定した場合、指定管理者の長期的な事業計画や設備投資が可能となり、安定した経営が期待できる一方で、新規参入が阻害されることにより、競争性の低下が懸念されるという面もあります。反対に、短期間で設定した場合、競争性が確保できる一方で、安定した施設運営の欠如やそれに伴うサービスの質の低下が懸念されます。

以上のことから、それぞれの長所を生かせるよう、指定期間は5年を標準としています。ただし、施設の統廃合や管理形態の見直しなど、当該施設を取り巻く諸条件によっては、指定期間を短縮する場合があります。また、インセンティブの要素（利用料金制を採択した施設において、指定管理者の経営努力が収入増に直結する）を含む等、特別な要件がある施設は10年を限度として、指定期間を設定する場合があります。

2 指定管理者の行う業務の範囲

（1）指定管理業務

従来の管理委託制度と指定管理者制度との大きな違いは、公の施設の管理権限が市にあるか、指定管理者にあるかという点です。しかし、「管理」という概念は抽象的であるため、指定管理者が行うべき管理の内容は、具体的には個々の施設ごとの設置等条例において「業務の範囲」として定めます。

この業務の範囲については、条例及び規則に定めるもの以外の細目的な事項は、市と指定管理者が協議の上、基本協定の中で規定しますが、主な指定管理業務の内容は、募集の際に募集要項及び仕様書に記載し、指定管理者はこれに基づき業務を実施します（委託事業）。

◆ 委託事業（例）

- 施設の利用（使用）申請の受付、利用（使用）許可
- 施設の貸出し
- 施設の維持管理及び運営

また、指定管理者は、委託事業のほかに、自らが企画する事業を市に提案することができます。提案が採用された場合は、これを指定管理業務に含むこととします（提案事業）。採用された提案事業については、基本協定書の管理業務に追加することとします。

(2) 自主事業

指定管理者は指定管理業務のほか、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、市の承認を得た上で、指定管理者としてではなく、一団体として、事業を行うことができます（自主事業）。

自主事業は、指定管理者という立場を離れて、利用者として行うものであり、そのため、原則として施設の設置目的に沿った内容において、市の事前承認を得た上で指定管理者自身から使用許可を受けて実施することとしますが、設置目的外の事業であっても、市が認める場合には、市から施設の目的外使用許可を受けた上で実施することも可能です。

なお、自主事業は、指定管理者の責任及び費用において実施するものであることから、指定管理者に委託した業務とは明確に区分する必要があります。また、自主事業で得た収入は、一団体としての指定管理者の収入となります。

(3) 指定管理業務（提案事業）と自主事業との区分

指定管理者から提案のあった事業を、指定管理業務（提案事業）と自主事業のどちらに区分するかの判断については、提案後に市と指定管理者との協議の上で定めます。

◆ 指定管理者の行う業務の区分

区 分		内 容	経費負担
指定管理業務 (協定書記載)	委託事業	市が仕様書に掲げる事業	市 (指定管理 委託料)
	提案事業	指定管理者が企画する事業	
自主事業 (協定書記載外)	設置目的内の事業	施設の使用許可により実施	指定管理者 (自己負担)
	設置目的外の事業	施設の目的外使用許可により実施	

3 設置等条例の整備

新たに公の施設を設置して、併せて指定管理者制度を導入する場合は、新規に制定する設置等条例の中に指定管理に係る条文を盛り込むこととします。

また、既存の公の施設に指定管理者制度を導入する場合は、指定管理者制度に係る条文を追加するほか、管理に係る事項に変更がある場合は、当該条文の変更も行うこととします。

4 使用料と利用料金制

指定管理者が施設の管理運営を行うために必要な経費については、以下の3通りのいずれかの方法により賄うこととなります。アからウの3つの方法のうち、どの方法を採用するかは、有料施設、無料施設など施設の特性や過去の収支状況などから判断する必要があります。

- | |
|--|
| ア すべてを利用者からの利用料金等で賄う方法（利用料金制） |
| イ すべてを市からの指定管理委託料で賄う方法 |
| ウ 一部を利用料金で賄い、不足する分を市が指定管理委託料で補う方法（一部利用料金制） |

なお、施設使用に係る料金については、「使用料」と「利用料金」があり、どちらの手法によって料金を徴収するかを決める必要があります。

(1) 利用料金制の導入について

公の施設に係る使用料は市の収入となりますが、市が適当と認めた場合、指定管理者は、その管理する公の施設の使用料を利用料金（当該指定管理者の収入）として収受することができます。収受した使用料は施設を管理していくための管理経費に充てることができ、その余剰分については、指定管理者の収入とすることができます。

なお、利用料金の額は、各施設の設置等条例で規定される上限を超えない範囲で、市の承認を得た上で指定管理者が定めることができます。

(2) 利用料金制(一部利用料金制)のメリット・デメリット

① メリット

利用料金制（一部利用料金制）を採用した場合には、施設の管理運営に当たり、収入増を図ることにより指定管理者の経営に直接反映できるというインセンティブが働くため、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくなり、それに比例して利用者の満足度が高まることが考えられます。

② デメリット

自分たちでコントロールできない要因(天候不順や設備老朽化に伴う故障のための想定外の休館など)により、運営リスクを負う可能性があるなど、デメリットと捉えられる一面もあります。

(3) 使用料について

利用料金制を導入せず、指定管理者がその管理する公の施設の使用料を収受する場合には、指定管理者との協定とは別に、市が指定管理者へ徴収（収納）を委託します。

5 指定管理者候補の確定

(1) 指定管理者候補の確定

募集による場合（公募）、市は、選定委員会にて選定された優先指定管理者候補と管理運営の詳細について協議を行い、指定管理者候補として確定します。確定結果は、対象者全員に通知します。

優先指定管理者候補と協議が調わないときは、次点指定管理者候補と協議を行います。

指定管理者候補を確定した場合、それ以外の指定管理者候補の資格は失効します。

募集によらない場合（非公募）、市は、選定委員会の答申を踏まえて指定管理者候補と管理運営の詳細について協議を行い、指定管理者候補として確定し、確定結果を通知します。

(2) 基本協定の締結

基本協定書は、指定期間を通して適用する事項について規定するものです。

市は、指定管理者候補を確定し、仮基本協定を締結します。

仮基本協定書は、議会の議決を得た後に「指定の通知」に併せて行う「仮基本協定を基本協定とする通知」をもって基本協定書となりますが、議会で否決された場合は、その時点で無効となります。

6 指定管理者の指定

市は、確定した指定管理者候補を指定管理者に指定する議案を原則として、12月議会に上程し、可決の議決を得た後、速やかに公示します。公示後、速やかに指定管理者へ指定する通知を行います。併せて仮基本協定を基本協定とする通知を行います。

7 債務負担行為の設定

指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対して指定管理委託料を支出する場合は、原則として12月議会で債務負担行為を設定し、翌年度以降の予算を確保することとします。

8 協定の締結

市と指定管理者が締結する協定は、原則として基本協定と細目協定とします。

細目協定は、毎年度当初に、その年度に適用する事項について市と指定管理者が協議を行った上で規定します。

9 個人情報の保護

指定管理者は、「個人情報の保護に関する法律」その他の関連規定に基づき、利用者の個人情報を適正に管理します。

10 選定結果等の公表及び情報開示

選定結果等は、市が指定管理者候補を確定した後、施設管理所管課が市ホームページ上で公表します。

選定に関する情報は、「市情報公開条例」に基づく公文書の開示請求の対象となります。その時期は、選定の公平性を確保するために、指定管理者候補を確定した後とします。

11 【参考】 指定管理者制度導入における事務の流れ 【フロー図】

